

＜契約書＞（契約の目的）

- 第1条 一般社団法人k o u j i（以下 乙）は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、お客様 様（以下 甲）に対し、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、きららデイサービスセンターによる介護サービスを提供します。
- 2 甲は、乙から居宅介護サービス又は地域密着型サービスの提供を受けた時は、乙に対し、利用料自己負担分を支払います。

（契約期間）

- 第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日の30日以上前に甲から更新解除の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。
- 3 甲から更新解除の意思が表示された場合は、担当の介護支援専門員等に連絡を取り、必要な措置を取ります。
- 4 要介護認定の変更があった場合は、契約期間が変更後の認定の有効期間の満了日となります。

（居宅サービス計画変更等の援助）

- 第3条 乙では、甲が居宅サービス計画等（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員等に連絡するなど必要な援助を行います。

（サービス内容の変更）

- 第4条 甲は、いつでも介護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。乙は甲からの申し出があった場合、第1条に規定する介護サービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに介護サービスの内容を変更します。
- 2 介護サービス内容を変更した場合、甲は乙と、利用サービス変更合意書を交わします。

（介護保険の適用を受けないサービスの説明）

- 第5条 乙は、その提供する介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にその介護サービスの内容及び利用料を説明し、甲の合意を得ます。

(甲の解約権)

第6条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以内の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(甲の解除権)

第7条 甲は以下の場合には、ただちにこの契約を解除できます。

- 1 乙が正当な理由なく、本契約に定める介護サービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
- 2 乙が第12条に定める守秘義務に違反した場合。
- 3 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲もしくは甲の家族が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この介護サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、30日間の予告期間をもって、この契約を解除します。

(常識を逸脱する行為とは施設やサービス従業者又は利用者に対して、契約を継続しがたいほどの重大な背信行為、精神的・身体的に危害を加える、ハラスメントを行う、その他迷惑行為を行う又はその事実が確認された時などをいう。)

- 2 乙は、事項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員等に連絡を取り、必要な措置を講じます。
- 3 甲の入院期間が3ヶ月以上の長期にわたり、退院の目途が立たない場合には甲・乙の双方で話し合い(家族・介護支援専門員も含む)を行い、一旦利用の中止の対応をとる。

(利用料の滞納)

- 第9条 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を3ヵ月以上滞納した場合には、乙は甲に対し、30日間の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨を催告することができます。
- 2 乙は、前項の催告をした場合には、甲の担当の介護支援専門員等と連絡を取り、必要な措置を講じます。
- 3 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

- 第10条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。
- 1 甲が死亡したとき。
- 2 第6条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 3 第7条に基づき、甲から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 4 第8条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 5 甲が介護保険施設へ入所した場合。
- 6 甲の要介護（要支援）状態区分が、自立とされた場合。

(損害賠償)

- 第11条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償します。但し、乙に故意過失がなかった場合にはこの限りではありません。
- 1 前項の場合、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、乙が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

- 1 乙および乙の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た甲及び甲のご家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙および乙の従業員であったものは、退職後も正当な理由なくその業務上知り得た甲及び甲のご家族の秘密を漏らしません。
- 3 乙は甲の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ甲もしくは甲のご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で甲又は甲のご家族の個人情報を用います。
- 4 乙が委託をする医療・福祉関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

(苦情処理)

第13条 甲又は甲の家族は、提供された介護サービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

- 1 乙は、甲に提供した介護サービスについて甲又は甲の家族からの苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 2 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第14条 乙は、甲に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

- 1 乙は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成して、甲に説明のうえ提出します。
- 2 乙は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、保険給付費の支払い日から5年間保存します。
- 3 甲は、乙に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、乙は甲に対して、実費当額を請求できるものとします。

(裁判管轄)

第15条 甲と乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟になる場合は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項については、介護保険法関係法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

令和 年 月 日

(甲) 私は、この契約書・重要事項説明書に基づく居宅介護サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者	住所 〒	署名代行者	住所 〒
	氏名 印		氏名 印
	電話 ()		電話 ()
			署名代行の理由： 続柄：

説明日 令和 年 月 日 説明者 松本真代

(乙) 私は、居宅介護サービスの事業者として、甲の申込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任を持って行います。

事業者	住所 〒811-2128 福岡県糟屋郡宇美町宇美中央1丁目3番3号	
	事業者名：一般社団法人kouji 事業所：きららデイサービスセンター	電話 092 (932) 0405
	代表者（管理者）松本 真代	事業者番号 4073800379